

平成28年（行ウ）第211号
原告 川村晃夫
被告 国（処分行政庁 国土交通大臣）
参加人 東海旅客鉄道株式会社

準備書面 20

2018年11月22日

東京地方裁判所民事第3部B②係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高木 輝雄
弁護士 関島 保雄
弁護士 中島 嘉尚
弁護士 横山 聡
弁護士 和泉 貴士



参加人の第7準備書面（岐阜県）に対して、以下のとおり、反論する。

第1 第1について（はじめに）

参加人は、原告らの主張について、参加人が行った環境影響評価についてのものではない、環境への影響の可能性について抽象的に言及するものにすぎず主張自体失当である、などと主張する。

しかし、原告らは、参加人の行った環境影響評価に基づいて具体的に主張しているのであって、何ら主張自体失当などではない。以下、述べる。

第2 第2について（岐阜県内のリニアのルート及び施設の概要）

参加人は、原告らの主張について、発生土の量が誤っている、1箇所の坑口から出るものではない、などと反論する。

しかし、原告らがここで問題としていたのは、量や1箇所から排出されるということではなく、このような大量の発生土の置き場が何ら定まっておらず、したがって発生土置き場についての環境影響評価がなされていないことについて、環境影響評価法違反をいうものである。参加人の批判は的を射ていない。

第3 第3について（予想される被害）

1 1項について（ウラン残土による放射線被害）

(1) (1)について（放射線物質による環境汚染）

参加人は第7準備書面7頁において、平成25年改正前の環境影響評価法52条1項は「この法律の規定は放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁、及び土壌の汚染については、適用しない」と規定していること、放射性物質を環境影響評価の対象とする平成25年改正環境影響評価法は、放射性物質環境汚染防止法（正式には「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」である）附則2条の経過措置により、施行日である平成27年6月1日以降に公告される事業について適用されるから、本件事業には、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染についての環境影響評価の規定の適用が無いことは明らかであるとして、原告らの環境影響法33条1項違反の主張は主張自体失当であると主張する。

参加人の主張は、平成26年10月17日の本件認可当時及び補正後評価書提出の26年8月26日当時は、平成25年改正環境影響評価法の施行前であり、環境基本法13条により、放射性物質は原子力規制法の対象で、環境汚染防止としての環境影響の調査対象ではなかったことを根拠とするものである。

放射性物質による大気汚染等の環境汚染の防止のための措置は、環境基本法13条により原子力基本法等に委ねて、環境法の規制の対象外であった。しかし、平成23年（2011年）3月の福島原発事故により、空気中に大量の放射性物質が放出されたのを受け、平成24年度の通常国会で、環境法体系の下で放射性物質による環境汚染の防止のための措置を行うことに方針変更が行われ、原子力規制委員会設置法の附則により環境

基本法第13条の規定が削除されたのである。

これにより改正後の環境基本法の下で個別環境法においても放射性物質による環境汚染の対処に係る措置を講じることが明確となった。

これを受け、平成25年6月21日公布された「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、これに伴い環境影響評価法は、平成25年6月25日に、放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定を削除する法改正が行われ公布された。そして、平成26年6月に改正後の環境影響評価法に基づき事業者が放射性物質に係る環境影響評価を実施するに当たって必要な全事業に共通する「基本的な方針」である「基本的事項」が改正されたのである（甲C-G-1、2、3）。

丁度この法改正の時期に本件事業の環境影響評価の手順が進んでいたのである。

即ち、参加人は平成23年5月27日に国土交通大臣より全幹法8条に基づき中央新幹線の建設の指示を受け、同年6月に本件事業の環境影響評価の手続きに入り計画段階環境影響評価配慮書を作成し、同年9月に方法書を作成公告し、平成25年9月に準備書を公告し、平成26年4月23日に評価書を国土交通大臣に提出し、平成26年8月に補正後評価書を作成している。

正にこの環境影響評価を進めている同じ時期に、平成24年度の通常国会で、環境法体系の下で放射性物質による環境汚染の防止のための措置を行うことに方針変更が行われ、環境基本法第13条の規定が削除され、個別環境法においても放射性物質による環境汚染の対処に係る措置を講じることが明確となったのである。しかも平成25年6月には「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、環境影響評価法も放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定を削除する法改正が行われたのである。従って平成24年の通常国会から平成25年6月にかけての時期には、法制度や国の方針として、放射性物質は環境影響評価の対象とすることが明確になっていたのである。このような状態のとき、法改正の施行前であるから環境影響評価の調査対象としなくても良いという対応は許されない。法改正

が国会で成立している以上、改正環境影響評価法の施行前であったとしても、この時期に進められ本件事業における環境影響評価の手続きにおいては、放射性物質を環境影響評価の対象として調査を行うべきであったのである。

そうであるが故に、補正後評価書には、岐阜県知事の意見が付されている。すなわち、「4 土壤汚染」の項目で「(2)ウラン含有土壤に関しては次の措置を講ずること」として、「ア 文献調査で把握した計画路線上のウラン鉱床に比較的近い地域及び地質が類似している地域にあっては、事前のボーリング調査等においてウラン含有土壤の存在を含む地質の状況把握を行い、工事計画を定めること。」、「イ 発生土、掘削箇所の湧水及び発生土置き場の流出水のウラン濃度の把握方法、管理を必要とするウラン濃度レベル、ウラン濃度が高い発生土等が判明した場合の対応方法、放出されるラドンの把握及び管理を含めた対応方法等について、法令や既存事例を参考とするとともに放射性物質及び地質に精通した専門家の指導及び助言をうけ具体的に定めること。なお、対応方法等については、できるだけ早い時期に決定し、県及び関係市町に報告するとともに、地域住民等に丁寧の説明すること。」、「ウ ウラン濃度が高い発生土等が判明した場合については、その都度、県及び関係市町に報告するとともに地域住民等に丁寧の説明すること。」が求められている（丙6の1・6-3-10頁）。これを受けて、参加人は不十分ではあるが、本件環境影響評価の対象として準備書の段階から放射性物質も調査の対象としたのである。この事実は、参加人は本件環境影響評価の対象として放射性物質も対象として調査し環境保全措置をとらなければならないものであるという認識でいたことを示している。

以上からすれば、環境影響評価が不十分であれば、環境影響評価としての実質を欠くものであり、環境影響評価法 33 条違反となるのである。原告らの主張は何ら失当ではない。

(2) (2) について（岐阜県知事の意見を勘案した対応）

ア アについて（JR東海の対応内容）

参加人は、岐阜県知事の意見を勘案した対応を行ったと主張する。

しかし、参加人も自認するように、参加人の見解はもっぱら旧動燃の資料とヒアリング結果のみに基づくものであって、

岐阜県知事が求めている「慎重に検討すること」とはほど遠い対応である。参加人は、旧動燃の資料を「最新の知見」などと主張するが、30年以上も前の昭和63年の文献が最新の知見であるはずがない。

また、参加人は、岐阜県知事が求めた「現地調査」を、単なる例示にすぎないとする。そのような姿勢こそ、岐阜県知事の意見を真摯に受け止めていないことの現れであるが、それをさておくとしても、現地調査は例示ではなく、岐阜県が求めた慎重な検討の具体策の、最低基準というものである。

さらに、岐阜県知事が求めた「あらかじめ検討すること」に対し、参加人は法令に則って適切に対処するとし、それを問題視する原告らの主張は理解しがたいなどと主張する。

しかし、法令に則って適切に対処することは当然である。岐阜県知事はそのようなことを求めているわけではない。あらかじめ検討することを要求したのは、具体的な方策を事前に検討しそれが法令に則った適切なものと評価できるかを明らかにしてほしい、という意味である。参加人の「法令に則って適切に対処する」という回答は、かかる岐阜県知事の意見に何ら答えていない。原告らはその点を指摘したのである。

そのほか、参加人は、管理示方書の提出やボーリング調査について言及するが、これらはいずれも本件認可処分後である。環境影響評価にはそもそも反映されていないのであって、これこそ主張自体失当である。

イ イについて（原告の主張に対する反論）

参加人は、管理示方書（丙66号証）について、市民団体の要請を無視できなくなったために公表したわけではないとする。

しかしながら、仮に参加人の主張が正しいとすれば、知事意見を受領後遅滞なく管理示方書を公表することについて何らの支障もなかったはずである。それにもかかわらず、管理示方書が作成されたのは知事意見の発表から4年6か月もの期間が経過した平成28年9月であり、本件認可処分や市民団体の要請よりも後に作成されたものである。かかる事情からみても参加人の主張は到底信用できない。

また、参加人は、管理示方書の適用範囲は広い、ウラン鉱床が生成されやすいとされている花崗岩上部に堆積した土岐

夾炭累層の分布はみられない、岐阜県環境影響評価審査会地質委員会の委員が妥当だとコメントした、などとする。

しかし、これらの参加人の主張の根拠は、いずれも旧動燃の資料を根拠としているところ、その根拠資料が最新の知見などではないことは既に述べたとおりである。原告らは、既に原告準備書面4で述べたとおり、2016年2月16日、同年3月15日、同月18日及び同年11月2日に、独自に放射線測量を実施したところ（使用機器は Inspector、TERRA-P、PA-1000、MAGR3130 などである。）、年間許容放射線量1 mSv を超える数値が何度も出ている。したがって、参加人の主張には根拠がない。

そのほか、参加人は、さかんに認可後の事情を持ち出して環境影響評価の正当性の根拠としている。しかし、本件訴訟は本件認可処分の違法性を主張するものであるところ、本件認可処分後の事情は、本件認可処分の前提となっていないのであるから、本件認可処分を正当づける根拠とはなり得ないのであって、主張自体失当である。

2 2項について（自然破壊）

参加人は、主務省令の定めるところにより、調査、予測及び評価の手法を選定し、その手法に基づいて、主務省令の定めるところにより、環境影響評価を行っている、と主張する。

しかし、以下にのべるように、参加人の手法は主務省令に違反している。

(1) (2) アについて（調査の手法及び調査の結果）

参加人は調査の手法及び調査の結果について、主務省令別表第2に基づいて行ったと主張し、動物への影響についての調査の基本的な手法は文献調査と専門家へのヒアリングであると主張する。同様に、植物への影響についても文献調査と専門家へのヒアリングである。生態系への影響については、文献調査と現地踏査により補足した、と主張する。このように、現地調査を行ったのは生態系への影響についてのみである。動物への影響や植物への影響についての調査にあたっては、現地調査は行っていない。

この点、主務省令別表第2は「文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析」としているのであって（下線引用者）、必ず現地調査を行うこととしてい

る。文言上は「及び」であって「又は」ではない。

したがって、参加人の調査の手法は、主務省令に違反している。

(2) (2) イについて (予測の手法及び予測の結果)

予測の手法及び予測の結果について、参加人は、主務省令別表第2の定めるところにより選定したとし、動物への影響、植物への影響及び生態系への影響について、いずれも既存の知見の引用又は解析により、予測したと主張する。

しかし、主務省令別表第2は「動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析」、「植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析」、「注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析」としている（下線引用者）。すなわち、いずれも「事例の引用又は解析」としているのであって、参加人が主張するような、既存の知見の引用又は解析ではない。

よって、参加人の予測の手法及び予測の結果は、主務省令に違反している。

(3) (2) ウについて (環境保全措置)

参加人は、環境保全措置について、縷々主張する。

しかし、本件認可処分時、施設の構造等は何ら具体的にされていなかったし、発生土の運搬ルートも確定していなかった。そのような状況において、「工事に伴う改変区域をできるかぎり小さくする」「資材運搬等の適正化」などを検討しても、何ら具体的ではない。よって、参加人の環境保全措置は、主務省令に違反している。

(4) (2) エについて (評価の手法及び評価の結果)

参加人は、評価の手法について、主務省令に従ったと主張する。

しかし、すでに、調査の手法、予測の手法、環境保全措置について、主務省令に違反しているのであって、評価の手法についても、これら主務省令に違反する調査の手法を前提としている以上、主務省令違反というほかない。

3 3項について (重要文化財の破壊)

(1) (2) アについて(調査の手法及び調査の結果)

参加人は、主務省令の定めるところにより、調査の基本的な手法を選定したと主張し、その方法としては、文献調査及び文献調査を補完するために関係自治体等へのヒアリングを行ったと主張する。

この点、主務省令は「国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し」としており、確かに文献調査はひとつの手法である。

しかし、参加人は「科学的知見の聴取」も「現地調査」もしていないのであって、その調査の手法としては不十分というほかない。

(2) (2) イについて(予測の手法及び予測の結果)

参加人は、予測の手法について、鉄道施設(トンネル、地表式又は堀割式、嵩上式、駅、車両基地、換気施設、変電施設)の存在に係る土地の改変区域と文化財の分布状況の重ね合わせにより、文化財が消失又は改変する範囲を把握し、文化財への影響を定性的に予測するという手法を選択した、と主張する。

この点、主務省令は「定量的な把握が困難な場合にあっては」という限定を付けて上記参加人が主張する定性的な予測の手法を許容しているところ、本件が「定量的な把握が困難な場合」とはいえない。参加人もこの点については、何ら主張しない。したがって、かかる予測の手法の選択は、主務省令に違反しているというほかない。

(3) (2) ウについて(環境保全措置)

参加人は環境保全措置について、「改変区域をできる限り小さくする」「適切な構造及び工法の採用」「試掘・確認調査及び発掘調査の実施」および「遺跡の発見に関する届出」を実施することを検討し、文化財への影響を回避又は低減できると主張する。

しかし、主務省令は環境保全のための措置を検討しなければならないとしたうえ、その結果を踏まえて代償措置までも検討しなければならない、としている。これはすなわち、具体的な環境保全措置を求めているのである。そうでなければ、損なわれる環境の有する価値も把握できず、したがって、代償措置も検討しようがないからである。

ところが、参加人の環境保全措置は、「できる限り」とか「適切な」など、何ら具体的ではない。これは、およそ環境保全措置といえるようなものではない。

よって、参加人の環境保全措置は主務省令に違反している。

(4) (2) エについて（評価の手法及び評価の結果）

参加人は、主務省令に基づいて評価の手法を選定したと主張し、一部の地域において影響があると予測したものの、上記の各環境保全措置を確実に実施することから、環境影響の低減が図られていると評価した、と主張する。

しかし、先にも述べたように、参加人が主張する環境保全措置は、「できる限り」とか「適切な」などというきわめて抽象的なものであって、環境保全措置といえるようなものではない。それをもって低減が図れていると評価したなどということは、お手盛りとしかいいようがない。

よって、かかる環境影響評価は主務省令に違反している。

4 4項について（重金属による土壌汚染、水質汚染）

(1) (2) イについて（調査の手法及び調査の結果）

参加人は、トンネル工事に係る土壌汚染についての予測の基本的な手法について、定性的に予測するという手法を選択した、と主張する。

この点、主務省令は「定量的な把握が困難な場合にあっては」という限定を付けて上記参加人が主張する定性的な予測の手法を許容しているところ、本件が「定量的な把握が困難な場合」とはいえない。参加人もこの点については、何ら説得的な主張を行っていない。したがって、かかる予測の手法の選択は、主務省令に違反しているというほかない。

(2) (2) ウについて（環境保全措置）

参加人は環境保全措置について、「発生土に含まれる重金属等の定期的な調査」「仮置き場における発生土の適切な管理」「工事排水の適切な処理」「薬液注入工法における指針の順守」及び「発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底」を実施することを検討し、土壌汚染に係る環境影響を回避できることから、これらの環境保全措置が実施に適しているとしたと主張する。

しかし、主務省令は環境保全のための措置を検討しなければならないとしたうえ、その結果を踏まえて代償措置までも検討

しなければならない、としている。これはすなわち、具体的な環境保全措置を求めているのである。そうでなければ、損なわれる環境の有する価値も把握できず、したがって、代償措置も検討しようがないからである。

ところが、参加人の環境保全措置は、「発生土の適切な管理」とか「工事排水の適切な処理」「情報提供の徹底」などであり、どのように管理するのか、どのように処理するのか、どのように徹底するのか、何ら具体的ではない。これは、およそ環境保全措置といえるようなものではない。

よって、参加人の環境保全措置は主務省令に違反している。

(3) (2) エについて (評価の手法及び評価の結果)

参加人は、主務省令に基づいて評価の手法を選定したと主張し、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているかについての見解を明らかにするという手法を選定したという。

しかし、先にも述べたように、参加人が主張する環境保全措置は、「適切な管理」とか「適切な処理」「情報提供の徹底」などというきわめて抽象的なものに過ぎず、さらにそれを実行可能な範囲内でしか回避又は低減しないというのであるから、およそ環境保全措置といえるようなものではない。それをもって回避できていると評価したなどということは、お手盛りとしかいいようがない。

よって、かかる環境影響評価は主務省令に違反している。

5 5項について (トンネル掘削による被害)

(1) (1) について

ア アについて (調査の手法及び調査の結果)

参加人は、水資源の利用条件についての調査の基本的な手法の選定について、主務省令の定めるところにより、文献調査及び文献調査を補完するために関係自治体等へのヒアリングを行ったと主張する。

この点、主務省令は「国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し」としており、確かに文献調査はひとつの手法である。

しかし、参加人は「科学的知見の聴取」も「現地調査」もし

ていないのであって、その調査の手法としては不十分というほかない。

イ イについて（予測の手法及び予測の結果）

参加人は、トンネル工事に係る水資源への影響に係る予測の基本的な手法について、定性的に予測するという手法を選択した、と主張する。

この点、主務省令は「定量的な把握が困難な場合にあつては」という限定を付けて上記参加人が主張する定性的な予測の手法を許容しているところ、本件が「定量的な把握が困難な場合」とはいえない。参加人もこの点については、何ら主張しない。

したがって、かかる予測の手法の選択は、主務省令に違反しているというほかない。

ウ ウについて（環境保全措置）

参加人は環境保全措置について、「工事排水の適切な処理」「工事排水の監視」「処理設備の点検・整備による性能維持」「放流時の放流箇所及び水温の調整」「適切な構造及び工法の採用」「薬液注入工法における指針の順守」「地下水等の監視」「応急措置の体制整備」及び「代替水源の確保」を実施することを検討し、水資源への影響を低減し、あるいは代償できることから、これらの環境保全措置が実施に適しているとしたと主張する。

しかし、主務省令は環境保全のための措置を検討しなければならないとしたうえ、その結果を踏まえて代償措置までも検討しなければならない、としている。これはすなわち、具体的な環境保全措置を求めているのである。そうでなければ、損なわれる環境の有する価値も把握できず、したがって、代償措置も検討しようがないからである。

ところが、参加人の環境保全措置は、「適切な処理」とか「性能維持」「応急措置の体制整備」などであり、どのように処理するのか、どのように維持するのか、どのような体制を整備するのか、何ら具体的ではない。これは、およそ環境保全措置といえるようなものではない。

よって、参加人の環境保全措置は主務省令に違反している。

エ エについて（評価の手法及び評価の結果）

参加人は、主務省令に基づいて評価の手法を選定したと主張し、一部の地域において影響があると予測したものの、上記の各環境保全措置を確実に実施することから、環境影響の低減が

図られていると評価した、と主張する。

しかし、先にも述べたように、参加人が主張する環境保全措置は、「適切な処理」とか「性能維持」「応急措置の体制整備」などというきわめて抽象的なものであって、環境保全措置といえるようなものではない。それをもって低減が図れていると評価したなどということは、お手盛りとしかいいようがない。

よって、かかる環境影響評価は主務省令に違反している。

(2) (2) について (地盤沈下)

ア アについて (調査の手法及び調査の結果)

参加人は、地盤沈下の発生状況についての調査の基本的な手法の選定について、主務省令の定めるところにより、文献調査を行ったと主張する。

この点、主務省令は「国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し」としており、確かに文献調査はひとつの手法である。

しかし、参加人は「科学的知見の聴取」や「現地調査」はもとより、関係自治体のヒアリングすらしていないその調査の手法としては不十分というほかない。

イ イについて (予測の手法及び予測の結果)

参加人は、トンネル工事に係る地盤沈下に係る予測の基本的な手法について、周辺の地層を考慮して定性的に予測するという手法を選択した、と主張する。

この点、主務省令は「定量的な把握が困難な場合にあっては」という限定を付けて上記参加人が主張する定性的な予測の手法を許容しているところ、本件が「定量的な把握が困難な場合」とはいえない。参加人もこの点については、何ら主張しない。したがって、かかる予測の手法の選択は、主務省令に違反しているというほかない。

ウ ウについて (環境保全措置)

参加人は環境保全措置について、「適切な構造及び工法の採用」を実施することを検討し、地盤沈下への影響を回避又は低減できることから、これらの環境保全措置が実施に適しているとしたと主張する。

しかし、主務省令は環境保全のための措置を検討しなければならないとしたうえ、その結果を踏まえて代償措置までも検討

しなければならない、としている。これはすなわち、具体的な環境保全措置を求めているのである。そうでなければ、損なわれる環境の有する価値も把握できず、したがって、代償措置も検討しようがないからである。

ところが、参加人の環境保全措置は、「適切な構造及び工法の採用」であり、実際にどのような構造及びどのような工法を採用するのか、何ら具体的ではない。これは、およそ環境保全措置といえるようなものではない。

よって、参加人の環境保全措置は主務省令に違反している。

エ エについて（評価の手法及び評価の結果）

参加人は、主務省令に基づいて評価の手法を選定したと主張し、土被りが小さく、地山の地質条件が良くない場合には、先行支保工（フォアパイリング等）などの補助工法を採用することで地山の安定を確保できるなどにより、環境保全措置を確実に実施することから、環境影響の回避又は低減が図られていると評価した、と主張する。

しかし、具体的にどこの地質条件がよくないのかを具体的に明らかにしなければ、かかる補助工法が適切な保全措置といえるのかどうか判断できない。この点、参加人は、そもそも文献調査しか行わず現地調査を行っていないのであるから、環境保全措置といえるようなものではない。それをもって低減が図れていると評価したなどということは、お手盛りとしかいいようがない。

よって、かかる環境影響評価は主務省令に違反している。

6 6項について（騒音、振動被害）

（1）（1）について（微気圧波）

ア アについて（調査の手法及び調査の結果）

土地利用の状況及び地形の状況についての調査の手法の選定にあたっては、参加人は、文献調査、及び現地踏査を行ったと主張する。しかし、参加人は「科学的知見の聴取」や関係自治体からのヒアリングすらしていないのであり、その調査の手法としては不十分というほかない。

イ イについて（予測の手法及び予測の結果）

参加人は、列車の走行に係るトンネル及び防音防災フードの出入口から発生する微気圧波に係る予測の基本的な手法について、トンネル及び防音防災フードの出入口に緩衝工を設置した

上で、山梨リニア実験線における事例の引用と既存の新幹線の予測手法を参考に、解析により予測を行うという手法を選択した、と主張する。

ウ ウについて（環境保全措置）

参加人は環境保全措置について、「緩衝工の設置」及び「緩衝工の維持管理」を実施することを検討し、微気圧波を低減できることから、これらの環境保全措置が実施に適しているとしたと主張する。

しかし、主務省令は環境保全のための措置を検討しなければならないとしたうえ、その結果を踏まえて代償措置までも検討しなければならない、としている。これはすなわち、具体的な環境保全措置を求めているのである。そうでなければ、損なわれる環境の有する価値も把握できず、したがって、代償措置も検討しようがないからである。

ところが、参加人の環境保全措置は、「緩衝工の設置」及び「緩衝工の維持管理」というものであり、どのような緩衝工を設置するのか、またどのように維持管理するのか、何ら具体的ではない。これは、およそ環境保全措置といえるようなものではない。

よって、参加人の環境保全措置は主務省令に違反している。

エ エについて（評価の手法及び評価の結果）

参加人は、主務省令に基づいて評価の手法を選定したと主張し、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているかについての見解を明らかにするという手法を選定したという。

また、環境対策工の具体的な設置位置を決める際には、可能な限り80m以内に民家が存在しないよう検討し、80m以内に民家が存在する場合などは、トンネル等の出入口に設置する緩衝工延長を150mから延ばすなどの対策を行う、などとする。

しかし、先にも述べたように、参加人が主張する環境保全措置は、「緩衝工の設置」及び「緩衝工の維持管理」というものであり、もとより具体的ではない。

よって、かかる環境影響評価は主務省令に違反している。

(2) (2) について（低周波）

低周波音について、参加人は、山梨実験線における防音壁設置区

間での圧力変動の測定値が建物のがたつきに関する目安値を下回っていることから、沿線への影響は小さいと評価した、万が一列車の走行により線路近傍の民家において建具のがたつきが発生した場合、列車走行との因果関係を把握し、必要に応じて適切な対応を行う、とする。

しかし、山梨実験線は、実際に走行が予定されている16両編成ではないのであって、低周波音について何ら参考となり得ない。かつ、必要に応じて適切な対応を行うというのも、全く具体的でない。

よって、この点についての環境影響評価は法令に違反している。

7 7項について（景観、日照被害）

(1) (1)について（日照被害）

ア アについて（調査の手法及び調査の結果）

参加人は、鉄道施設の存在に係る日照障害についての調査の基本的な手法の選定について、主務省令の定めるところにより、文献調査及び現地踏査を行ったと主張する。

この点、主務省令は「国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し」としているものであって、確かに文献調査はひとつの手法である。

しかし、参加人は「科学的知見の聴取」はもとより、関係自治体のヒアリングすらしていないのであり、調査の手法としては不十分というほかない。

イ イについて（予測の手法及び予測の結果）

参加人は、予測の基本的な手法として日照時間が最小となる冬至日における等時間日影線を描写した日影図を作成する方法によった、と主張する。これ自体は、主務省令に違反するものではない。

ウ ウについて（環境保全措置）

参加人は環境保全措置について、「鉄道施設(嵩上式、地上駅)の構造物の形式・配置等の工夫」及び「鉄道施設(車両基地、換気施設)の配置等の工夫」を実施することを検討し、日照障害を回避又は低減できることから、これらの環境保全措置が実施に適しているとしたと主張する。

しかし、主務省令は環境保全のための措置を検討しなければならないとしたうえ、その結果を踏まえて代償措置までも検討

しなければならない、としている。これはすなわち、具体的な環境保全措置を求めているのである。そうでなければ、損なわれる環境の有する価値も把握できず、したがって、代償措置も検討しようがないからである。

ところが、参加人の環境保全措置は、「鉄道施設(嵩上式、地上駅)の構造物の形式・配置等の工夫」及び「鉄道施設(車両基地、換気施設)の配置等の工夫」というものであり、どのような構造物の形式・配置が工夫されるのか、全く具体的ではない。これは、およそ環境保全措置といえるようなものではない。

よって、参加人の環境保全措置は主務省令に違反している。

エ エについて(評価の手法及び評価の結果)

参加人は、主務省令に基づいて評価の手法を選定したと主張し、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているかについての見解を明らかにするという手法を選定したという。

しかし、先にも述べたように、参加人が主張する環境保全措置は、「鉄道施設(嵩上式、地上駅)の構造物の形式・配置等の工夫」及び「鉄道施設(車両基地、換気施設)の配置等の工夫」というきわめて抽象的なものであって、さらにそれを実行可能な範囲内でしか回避又は低減しないというのであるから、およそ環境保全措置といえるようなものではない。それをもって回避できていると評価したなどということは、お手盛りとしかいいようがない。

よって、かかる環境影響評価は主務省令に違反している。

(2) (2) について(景観)

ア アについて(調査の手法及び調査の結果)

参加人は、景観の状況についての調査の基本的な手法の選定について、主務省令の定めるところにより、文献調査、関係自治体へのヒアリング及び現地調査を行ったと主張する。

イ イについて(予測の手法及び予測の結果)

参加人は、予測の基本的な手法として、景観資源と鉄道施設を重ね合わせて図上解析するとともに、フォトモンタージュ法を用いた、と主張する。

ウ ウについて(環境保全措置)

参加人は環境保全措置について、「改変区域をできる限り小さくする」及び「構造物の形状の配慮」を実施することを検討し、

景観等への影響を回避又は低減できることから、これらの環境保全措置が実施に適しているとしたと主張する。

しかし、主務省令は環境保全のための措置を検討しなければならないとしたうえ、その結果を踏まえて代償措置までも検討しなければならない、としている。これはすなわち、具体的な環境保全措置を求めているのである。そうでなければ、損なわれる環境の有する価値も把握できず、したがって、代償措置も検討しようがないからである。

ところが、参加人の環境保全措置は、「改変区域をできる限り小さくする」及び「構造物の形状の配慮」というものであり、「できる限り」とはどの程度か、またどのような構造物の形状の配慮がなされるのか、全く具体的ではない。これは、およそ環境保全措置といえるようなものではない。

よって、参加人の環境保全措置は主務省令に違反している。

エ エについて（評価の手法及び評価の結果）

参加人は、主務省令に基づいて評価の手法を選定したと主張し、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているかについての見解を明らかにするという手法を選定したという。

しかし、先にも述べたように、参加人が主張する環境保全措置は、「改変区域をできる限り小さくする」及び「構造物の形状の配慮」というきわめて抽象的なものであって、さらにそれを実行可能な範囲内でしか回避又は低減しないというのであるから、およそ環境保全措置といえるようなものではない。それをもって回避できていると評価したなどということは、お手盛りとしかいいようがない。

よって、かかる環境影響評価は主務省令に違反している。

第4 第4について

以上のように、参加人の環境影響評価は、環境影響評価法及びその関連法令の規定違反が多々ある。このように、参加人の環境影響評価には違法が存在するのであるから、本件認可処分は違法というほかない。

以上